

pwc.com/ifrs

In depth

2020 年に適用される
新しい IFRS に関する実務ガイド

2020 年 4 月



pwc

目次

はじめに	2
改訂基準	3
新基準	9

はじめに

2019年3月以降、国際会計基準審議会 (IASB) は以下を公表しています。

- 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」、国際会計基準 (IAS) 第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第7号「金融商品：開示」の修正－金利指標改革
- IAS第1号「財務諸表の表示」の修正－負債の分類。

本ガイドは、これらの新しい修正に加え、それらより前に公表された2020年1月1日に発効となる基準、修正および解釈指針について要約しています。

本ガイドは、IFRSに基づく財務諸表の作成者、利用者および監査人が利用できるように作成しています。また、それぞれの基準、修正、解釈指針を発効日、早期適用の可否、2020年2月1日現在の欧州連合 (EU) における承認状況で分類した早見表を含めました。本ガイドは、これらの変更による影響(一部の企業にとっては重要なものとなる可能性があります)の概要を提供し、企業が影響を受けるかどうかを理解して検討を開始するのに役立ちます。また本ガイドは、新しいプロセスやシステムあるいは追加的なガイダンスが必要になる可能性のある領域を識別して、より効果的に計画を立てるのに役立ちます。

基準／改訂基準／解釈指針	発効日	早期適用	EUの承認状況 (2020年2月1日現在)	ページ
2020年1月1日発効				
IFRS第3号「企業結合」の修正、事業の定義	2020年1月1日以後に開始する事業年度	可能	本資料公表時点では未承認	3
IAS第1号「財務諸表の表示」およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正、「重要性がある」の定義	2020年1月1日以後に開始する事業年度	可能	承認済	4
IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号の修正－金利指標改革	2020年1月1日以後に開始する事業年度	可能	承認済	5
概念フレームワークの改訂	2020年1月1日以後に開始する事業年度	可能	承認済	8
2021年1月1日発効				
IFRS第17号「保険契約」	2021年1月1日以後に開始する事業年度	可能(ただしIFRS第15号およびIFRS第9号が適用されていることが条件)	本資料公表時点では未承認	9
2022年1月1日発効				
IAS第1号「財務諸表の表示」の修正－負債の分類	2022年1月1日以後に開始する事業年度	可能	本資料公表時点では未承認	7

改訂基準

IFRS 第3号「企業結合」の修正－事業の定義

適用日

- 2020年1月1日以後に開始する事業年度
- 早期適用可能

EUの承認ステータス

- 本資料公表時点では未承認

論点

事業とみなされるためには、取得には、一緒にアウトプットを創出する能力に著しく寄与するインプットと実質的なプロセスが含まれていなければなりません。新ガイダンスは、(まだアウトプットを創出していない創業期の企業も含めて)インプットと実質的なプロセスが存在するかどうかを評価するためのフレームワークを提供しています。アウトプットを伴わない場合でも事業であるためには、(インプットに)組織化された労働力が必要になります。

「アウトプット」という用語の定義は、範囲が狭められ、顧客への財もしくはサービスの提供、投資収益や他の収益の創出に焦点を当てており、コストの低減またはその他の経済的便益という形でのリターンを除外しています。さらに、市場参加者が欠けている要素を置き換えることができるのか、あるいは取得した活動と資産を統合することができるのかを評価する必要もなくなります。

企業は、要件を満たせば更なる評価を行う必要がなくなる「集中テスト」を適用することができます。この任意のテストでは、取得した総資産の公正価値のほぼすべてが単一の資産(または、類似の資産グループ)に集中している場合、当該取得資産は事業に該当しません。

影響

この事業の定義の変更により、すべての業種(特に不動産、医薬および石油・ガス業界)において、資産の取得として会計処理される取得の数が増えることになると考えられます。また、この変更の適用によって、処分取引の会計処理も影響を受けることになります。

企業結合と資産の取得では、とりわけ、のれんの認識、条件付対価の認識・測定、取引コストおよび繰延税金の会計処理が異なります。

適用日

企業は、取得日が2020年1月1日以後に開始する最初の事業年度の期首以後の企業結合、および当該期間の期首以後に発生する資産の取得に対して、当該修正を適用しなければなりません。当該修正の早期適用は、EUの承認を得ることを条件に認められます。企業がこれらの修正を早期適用する場合は、その旨を開示しなければなりません。

IAS 第1号「財務諸表の表示」およびIAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正－「重要性がある」の定義

適用日	EUの承認ステータス
<ul style="list-style-type: none">2020年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">承認済

論点

IAS第1号「財務諸表の表示」およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正、ならびに他のIFRS基準に対する結果的修正は、(i)「重要性がある(material)」の定義をIFRS基準と「財務報告に関する概念フレームワーク」との間で一致させ、(ii)「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させ、(iii)IAS第1号における重要でない情報に関するガイダンスの一部を定義に織り込んでいます。

「重要性がある」の定義は、以下のように修正されます。

「情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。」本修正は、「情報を覆い隠す」という文言が、その情報を省略または誤表示するのと同様の効果を有する状況に対処するものであることを明確化しています。また、本修正は、企業が財務諸表全体の文脈において重要性があるかどうかを評価しているものと述べています。

さらに、本修正は、一般目的財務諸表が対象とする「一般目的財務諸表の主要な利用者」を、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」と定義することにより、その意味を明確化しています。

影響

本修正は、「重要性がある」の定義を明確化し、IFRS基準における定義を一致させるものですが、財務諸表の作成に著しい影響を与えることは予想されていません。

適用日

企業は、2020年1月1日以後に開始する事業年度に当該修正を将来に向かって適用するものとします。早期適用は、EUの承認を得ることを条件に認められます。企業は、これらの修正を早期適用する場合、その旨を開示しなければなりません。

IFRS 第9号「金融商品」、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS 第7号「金融商品：開示」の修正—金利指標改革

適用日

- 2020年1月1日以後に開始する事業年度
- 早期適用可能

EUの承認ステータス

- 承認済

論点

金融危機後、LIBORやその他の銀行間取引金利(「IBOR」)などのベンチマーク金利の置換えが、世界各国の規制当局にとって優先事項となりました。多くの不確実性は残されているものの、置換えへの道筋は明らかになりつつあります。IBORに基づく契約は金融機関と事業会社の双方に広く存在するため、ベンチマーク金利の変更は、IFRSに基づく財務報告に重要な影響を及ぼします。

IASBは、IBOR改革の影響に対する救済措置としてどのようなものが考えられるかについて、2つのフェーズに分けてプロジェクトを行っています。フェーズ1では、IBOR改革前の期間におけるヘッジ会計の救済措置を検討し、今回の修正につながりました。

IASBのプロジェクトのフェーズ2では、既存の金利が代替的な金利に置き換えられる時に生じる論点を扱っています。2020年2月、IASBはフェーズ2に関する審議を終了し、2020年4月に公開草案を公表する予定です。

影響

以下で詳細に述べるように、フェーズ1の修正は、IBOR改革の影響を直接に受けるヘッジ関係に対し、特定のヘッジ会計に関する要求事項の適用について一時的な救済措置を設けています。この救済措置は、IBOR改革によって、通常、ヘッジ会計は中止となるべきではないという内容です。しかし、ヘッジの非有効部分については、IAS第39号およびIFRS第9号の両方において、引き続き損益計算書に計上しなければなりません。さらに、本修正は、救済措置の適用が終了するタイミングを定めており、これには金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなる時点が含まれます。

「可能性が高い」という要求事項

IFRS第9号およびIAS第39号に基づくキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、ヘッジ対象の将来キャッシュ・フローが発生する「可能性が非常に高い」ことを要求しています。これらのキャッシュ・フローがIBORに基づく場合(例えば、将来発行予定のLIBORに基づく負債性金融商品に係る将来の利払いを、金利デリバティブでヘッジする場合)、関連するIBORの公表が中止される可能性がある日より先について、キャッシュ・フローが発生する「可能性が非常に高い」とみなすことができるかどうかという疑問が生じます。

本修正によって提供された救済措置は、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標がIBOR改革の結果として変更されないと仮定することを企業に要求しています。したがって、ヘッジされているキャッシュ・フローがIBOR改革の結果として変更される可能性がある場合(例えば、ヘッジされている将来発行予定の負債性金融商品に係る将来の利払いが、GBP LIBOR+Y%ではなくSONIA+X%になる可能性がある場合)であっても、このことを理由として「可能性が非常に高い」の要件を満たさなくなることはありません。

「将来に向かっての評価」(経済的関係と「非常に有効」なヘッジ)

IAS第39号およびIFRS第9号は、ヘッジ会計を適用するために将来予測的な評価を要求しています。IFRS第9号は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があることを要求しており、また、IAS第39号は、ヘッジが非常に有効であると見込まれることを要求しています。

IBORに基づくキャッシュ・フローと置換え後の金利に基づくキャッシュ・フローは、現状、概ね同等と予想されており、この場合、非有効は最小限に抑えられます。しかし、IBOR改革の日が近づくにつれて、このような予想が当てはまらなくなる可能性があります。特に、ベンチマーク金利の置換えがヘッジ対象とヘッジ手段で異なる時期に行われることが予想される場合には、将来に向かっての評価においてヘッジの非有効が生じる可能性があります。

本修正の下では、企業は、ヘッジ対象、ヘッジ手段またはヘッジ対象リスクのキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標がIBOR改革によって変更されないと仮定します。

IAS第39号における遡及的な有効性テスト(実際の有効性の評価)の例外

上記の「将来に向かっての評価」で説明した不確実性は、IAS第39号における遡及的な有効性の要求事項にも影響を及ぼす可能性があります。特に、IBOR改革によって、ヘッジが要求されている80~125%の範囲から外れてしまう可能性があります。このため、IAS第39号を修正し、遡及的な有効性が要求されている80~125%の範囲から外れているというのみの理由で、IBORに関連した不確実性が存在する期間のヘッジが中止されないように、遡及的な有効性テストに対する例外を設けています。しかし、将来に向かっての評価を含め、ヘッジ会計のその他の要求事項は依然として満たす必要があります。

リスク要素

一部のヘッジにおいて、ヘッジ対象またはヘッジ対象リスクは、契約上特定されていないIBORリスク要素である場合があります。1つの例は、固定利付負債に対する公正価値ヘッジで、ヘッジ指定されたリスクがIBORの変動に起因する負債の公正価値の変動である場合です。ヘッジ会計を適用するために、IFRS第9号およびIAS第39号は、指定されたリスク要素が独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であることを要求しています。本修正の下では、リスク要素は、当初のヘッジ指定時にのみ別個に識別可能である必要があり、継続的に識別可能である必要はありません。企業が頻繁にヘッジ関係をリセットするマクロ・ヘッジの場合には、当該ヘッジ関係においてヘッジ対象が当初に指定された時点から救済措置が適用されます。

開示

本修正は、救済措置が適用されるヘッジ手段の額面金額の開示、救済措置を適用するにあたって行われた重要な仮定または判断、および企業がIBOR改革によって受けた影響の内容および移行プロセスの管理方法についての定性的開示を要求しています。

適用日

本修正は、2020年1月1日以後に開始する事業年度から適用しなければなりません。早期適用は認められます。

IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正－負債の流動または非流動への分類

適用日	EUの承認ステータス
<ul style="list-style-type: none">2022年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">本資料公表時点では未承認

論点

IASBは、2020年1月23日、報告期間の末日時点に存在する権利により、負債を流動または非流動のどちらに分類するかを明確化するため、IAS第1号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正を公表しました。本修正は以下を要求しています。

- 企業が負債の決済を報告期間後少なくとも12ヶ月にわたり延期することのできる実質的な権利を有している場合、当該負債は非流動に分類される。借入が無条件であることは（例えば、借入には財務制限条項が含まれている可能性があるため）稀であり、本修正は、今後、無条件の権利には言及しない。
- 権利が存在するかどうかの評価にあたり判断が行われるが、企業が当該権利を行使するかどうかは考慮されない。したがって、経営者の期待は分類に影響を与えない。
- 決済を延期する権利は、企業が報告日において関連する条件を遵守している場合にのみ存在する。負債は、報告日またはそれ以前に契約違反があり、報告日以降に権利が放棄された場合は、流動に分類される。報告日以降に財務制限条項違反となった場合、借入は非流動二分類される。
- 「決済」とは、現金、その他の経済的資源、または企業自身の資本性金融商品による負債の消滅と定義される。資本に転換される可能性のある転換型金融商品については例外を設けているが、これは、転換オプションが複合金融商品の個別の要素として資本性金融商品に分類される場合の金融商品についてのみである。

影響

本修正は、負債の流動または非流動への分類に関するガイダンスを変更しています。特に、これまで分類の決定に経営者の期待を考慮していた企業、または資本に転換される可能性のある一部の負債については、本修正が負債の分類に影響を与える可能性があります。すべての企業は、既存の分類を再検討し、分類の変更が必要かどうかを判断しなければなりません。

適用日

本修正は、IAS第8号に基づき、2022年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用する必要があります。早期適用は認められません。企業が本修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければなりません。

概念フレームワークの改訂

適用日	EUの承認ステータス
<ul style="list-style-type: none">2020年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">承認済

論点

IASBは、概念フレームワークを改訂しました。この改訂により、すぐにIFRSが変更されることはありませんが、今後IASBおよびIFRS-ICは、この改訂後の概念フレームワークを使用して基準設定することになります。このため、フレームワークの概念を理解し、それが将来の基準設定に与える可能性がある影響について理解することは、利害関係者にとって有益です。

影響

IFRSヒエラルキーにおける概念フレームワークの位置づけ

概念フレームワークはIFRS基準ではなく、また基準に優先するものでもないため、短期的には何も変わりません。改訂後のフレームワークは、今後の基準設定の基礎として使用されますが、現行のIFRSが変更されることはありません。また、財務諸表作成者は、IFRS基準で扱っていない論点について、本概念フレームワークを使用して会計方針を設定する場合があります。

主な変更点

主な変更点は、以下を含みます。

- 資源配分の意思決定に有用な情報を提供する財務報告の目的における、受託責任 (stewardship) の目立ち方を高めること
- 不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を働かせることと定義される慎重性 (prudence) を、中立性の構成要素として復活させること
- 報告企業を、法的な企業または法的な企業の一部である可能性もある、と定義すること
- 資産の定義を、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源、に改訂すること
- 負債の定義を、過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務、に改訂すること
- 認識に関する蓋然性の閾値を削除し、認識の中止に関するガイダンスを追加すること
- 異なる測定基礎によって提供される情報に関するガイダンスを追加し、測定基礎を選択する際に考慮すべき要素を説明すること
- 純損益が主な業績指標であること、また、原則として、その他の包括利益に含めた収益および費用は、財務諸表の目的適合性または忠実な表現を高める場合には、純損益に組み替えるべきこと、を記載していること

IASBは、負債および資本の両方の特徴を有する金融商品进行分类する際に生じる問題に対処する変更を行いませんでした。これは、IASBの当該トピックに関する基準設定プロジェクトで対応する予定です。そのプロジェクトが完了した際には、他にも概念フレームワークを修正する必要性が生じる可能性があります。

新基準

保険契約—IFRS 第 17 号

適用日

- 2021年1月1日以後に開始する事業年度
- 早期適用可能

EUの承認ステータス

- 本資料公表時点では未承認

論点

IASBは、2017年5月18日、長い間取り組んできた保険契約に関する会計基準の開発プロジェクトを完了し、IFRS第17号「保険契約」を公表しました。IFRS第17号は、現在多様な実務慣行を許容しているIFRS第4号を置き換えるものです。IFRS第17号は、保険契約および裁量権のある有配当性を有する投資契約を発行するすべての企業の会計処理を、根本的に変えることとなります。

影響

範囲

IFRS第17号は、発行済みの保険契約、すべての再保険契約、および企業が保険契約も発行している場合の裁量権のある有配当性を有する投資契約に適用されます。企業は、その主たる目的がサービスの提供である固定料金のサービス契約について、IFRS第17号かIFRS第15号のいずれかに従って契約を会計処理する会計方針の選択ができます。IFRS第4号の下での位置づけと同様、金融保証契約については、企業が過去において保険契約とみなすことを明確に宣言している場合には、IFRS第17号の範囲に含めることが認められます。企業が保険契約者である保険契約（再保険を除く）は、IFRS第17号の範囲に含まれません。

組込デリバティブおよび区別できる投資構成要素およびサービス構成要素は「分離」され、関連する会計基準に従って区分して会計処理されなければなりません。その他の要素を任意に分離することは禁止されています。

測定モデル

IFRS第17号は、現在測定モデルを適用して各報告期間に見積りを再測定することを要求しています。この測定は、確率加重された割引後キャッシュ・フロー、リスク調整および契約の未稼得利益を表す契約上のサービス・マージン（「CSM」）から構成されるビルディング・ブロックに基づいて行われます。簡素化された保険料配分アプローチは、一般的なモデルと著しく乖離しない測定値を提供する場合またはカバー期間が1年以下である場合に、残存カバーに係る負債に対してその適用が認められます。しかし、発生保険金については、リスク調整後の確率加重された割引後キャッシュ・フローから構成されるビルディング・ブロックに基づいて測定する必要があります。

表示および測定について、企業は、当初認識時にポートフォリオ（すなわち、類似のリスクに晒され、単一のプールとして一緒に管理される契約）を、不利な契約、不利な契約となる重要なリスクのない契約、残りの契約の3つのグループに分解することが要求されます。発行時期の差が1年を超える契約は、同じグループに分類することはできません。

将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの変動は、CSMに対して認識しなければなりません。CSMはマイナスになることはなく、そのためCSMの残高を上回る将来キャッシュ・アウトフローの変動については純損益で認識します。金利は、契約の当初認識時に固定したレートでCSMを増加させます。提供したサービスを反映させるため、時間の経過に基づいてCSMを各期の純損益に振り替えます。

IFRS第17号の下で、企業は、割引率の変化および財務リスクに関連するその他の仮定の変化の影響を、純損益またはその他の包括利益（OCI）に認識するという会計方針の選択を有しています。保険負債についてのOCIの選択は、IFRS第9号に基づき

金融資産を償却原価またはOCIを通じて公正価値で測定する保険者において、純損益の一部のボラティリティ(変動性)を低下させます。

変動手数料アプローチは、保険契約者に対する支払いと基礎となる項目に係る収益の関係が特定されている「有配当(participating)」契約、「配当付き(with profits)」契約および「ユニットリンク」契約などの一部契約について要求されます。そのような契約のCSMの金利は、変動手数料の変動についてCSMを調整することにより、非明示的に計上されます。変動手数料は、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分であり、保険契約者への支払額(これは基礎となる項目の収益によって変化しない)を控除した金額として表わされます。また、CSMIは、貨幣の時間価値および(オプションや保証など基礎となる項目から生じない)財務リスクの変動の影響についても調整されます。収益の表示に関するIFRS第17号の要求事項は、他の業種における表示と整合しています。収益は、保険者がその期間に提供するカバーおよび他のサービスの価値の見積りに応じて比例的に各期間に配分され、保険金は、発生時に表示されます。投資構成要素(すなわち、保険事故が発生しない場合でも保険契約者に返済される金額)は、収益および保険金から除外されます。

保険者は、保険契約から生じる金額、判断およびリスクに関する情報を開示することが求められます。この開示要求は、現在のIFRS第4号の下での要求よりも詳細なものとなっています。

IFRS第17号への移行において、企業は、実務上不可能でない限り、保険契約のグループにIFRS第17号を遡及的に適用します。遡及適用が実務上不可能な場合、企業は、修正遡及アプローチか公正価値アプローチかのいずれかを選択して適用することが認められています。修正遡及アプローチを適用する場合、企業は、合理的で裏付け可能な情報を使用し、認められている簡素化方法のリストから方法を選択して、遡及適用に最も近似する結果を得ます。これに代えて、移行時のCSMを移行時の公正価値に基づく方法によることもできます。実務上、異なる移行アプローチの使用は、移行時に有効な契約についての将来の期間に認識する利益について、大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

考察

IFRS第17号は、金融、保険数理、およびシステム開発の分野(例えば、商品の設計・販売、インセンティブの変更およびより広範な報酬方針の開発、ならびに、事業計画に織り込まれる予算策定および予測の方法の再設計)に留まらず、広範囲にわたり事業上の影響を与えます。移行時および将来の両方において、税金の納付および配当にも影響を与える可能性があります。適用ロードマップを開発するためのギャップ分析や影響の評価を行うことにより、企業は、詳細な導入プロジェクトを開始することができます。データの収集、保存、分析方法の抜本的な変更が要求され、将来に向けての分析から遡及的な分析へと重点が移行し、より粒度の細かい水準の測定や追加的な開示が行われることとなります。発効日に先立ち、保険者は、投資家やアナリストを対象にした「IFRS第17号についての説明」および保険契約の新時代に適用する主要な指標について慎重に検討することとなります。

IFRSの初度適用企業については、IFRS第1号がIFRS第17号の付録Cに規定されている移行ガイダンスを反映しています。

適用日

IFRS第17号は、2021年1月1日以後に開始する事業年度に適用され、IFRS第15号およびIFRS第9号を適用する場合には、早期適用が認められます。IFRS第17号は、実務上不可能な場合を除き、遡及適用しなければなりません。